群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

(通則)

第1条 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金(以下「給付金」という。)の給付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて(以下「国通知」という。)並びに群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「県規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この給付金は、私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)。以下「高等学校等」という。)の生徒等(法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は同法第3条第2項第2号に該当する者であって高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定。)第3条に規定する補助対象者(以下「学び直し支援対象者」という。)をいう。以下「高校生等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第2条第2項に規定する保護者等をいう。)に対し、予算の範囲内において給付金を給付することにより、低所得世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付対象世帯)

- 第3条 給付金の給付対象世帯は、当該年度7月1日(7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者にあっては別途定める日。このほか国通知に定める基準日。以下「基準日」という。)に次のいずれかの要件を満たす世帯とする。
 - (1) 生活保護受給世帯

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯

- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯 基準日現在、前号の生業扶助が措置されておらず、保護者等全員の道府県民税所得割 及び市町村民税所得割額が非課税である世帯(ただし、保護者等が海外に在住している等 の理由により、保護者等全員分の課税証明書が確認出来ない場合は除く。)
- (3) 家計急変世帯((1)及び(2)に該当する場合を除く)

基準日現在、第1号の生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる 世帯

(対象保護者等)

第4条 対象となる保護者等は、群馬県内に住所を有する者とする。ただし保護者等の一方が県外に住所を有している場合、その都道府県に給付金の申請を行わない場合に限り、県内に住所を有する保護者等による申請を受け付けるものとする。

(対象となる高校生等)

- 第5条 対象となる高校生等は、次の各号全てに該当する者とする。
 - (1) 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者のうち、平成26年4月1 日以降に入学した者(学び直し支援対象者を含む。)
 - (2) 基準日現在、高等学校等に在籍しており、休学中でない者
 - (3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月 30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等のうち見学旅 行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されていない者

(対象経費及び給付額)

- 第6条 給付金の給付対象経費及び給付額は、第3条第1項に定める区分、生徒等の通う高等学校等の種別に応じ、別記1に定めるとおりとする。
- 2 第3条(2)及び(3)の世帯の高校生等において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、別記1に定める額を加算することができる。

(給付の回数)

- 第7条 給付を受けることのできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、基準日において学び直し支援対象者である者については、当該各号に定める上限回数に加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付を受けることができる。
 - (1) 全日制の高等学校等に通う高校生等 一人につき年1回、通算3回
 - (2) 定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等 一人につき年1回、通算4回
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項に規定する加算額の給付は、当該災害等につき1回 に限り受けることができる。

(給付申請)

第8条 給付金の給付を受けようとする世帯の保護者等(以下「申請者」という。)は、「群馬県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書」(別紙様式第1号。以下「申請書」という。)に国通知に定める確認を行うのに必要な別記2に定める証明書類等を添え、県内所在の高等学校等に在籍する高校生等にあっては10月末日までの当該学校長(以下「県内学校長」という。)が別途定める日までに提出し、県外所在の高等学校等に在籍する高校生等にあっては、郵送等により、10月末日までに県に提出するものとする(申請者のうち、家計急変世帯の申請者については、県内所在の高等学校等に在籍する高校生等にあっては県内学校長が定める日までに、県外所在の高等学校等に在籍する高校生等にあっては別途定める日までに県に提出するものとする。)。

なお、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者にあっては、別途定める日までに提出するものとする。

ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出できないと県が認めた場合はこの限りではない。

- 2 県内学校長は、前項の規定に基づく申請を受け付けたときは、申請書及び証明書類等並びに「奨学のための給付金申請者一覧」(別紙様式第2号)を前項に定める期限の翌月10日まで に県あて提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第3条第1項に規定する者(同条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。)に係る受給資格認定において、既に県に提出した証明書類等については、 写しでの提出を認めるものとする。
- 4 申請者が提出した書類に不備があった場合、申請者は県が別途定める日までに必要な補正を行うものとする。なお申請者が手続きに応じない場合、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 5 給付対象者が、第1項に定める申請を期限までに行わなかった場合、県は、当該給付対象者 が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付資格の認定及び給付額の決定)

- 第9条 県は、前条の申請書類を受理したときは、給付金の給付資格の有無を認定するとともに 給付額を決定するものとする。
- 2 県は、給付資格の認定及び給付額の決定結果について、申請者に対し「給付金支給決定通知書」(別記様式第3号)又は「給付金不支給決定通知書」(別記様式第4号)により通知するとともに、前条の規定により申請書等を経由した県内学校長に対しても、その結果を通知するものとする。

(給付の方法等)

- 第10条 県は、前条の規定により給付資格認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)に対し、原則として県が定める期日に給付金を給付するものとする。
- 2 前項の規定による給付の方法は、金融機関預貯金口座に振り込むものとする。ただし、やむ を得ない事情がありその方法によりがたい場合は、認定者は県に別途申し出るものとする。
- 3 前項の規定により給付金を振り込む口座は、認定者名義の口座とする。ただし、別紙様式第 5号による委任状が提出された場合には、認定者が指定する受任者名義の口座へ振り込むこと とする。
- 4 高等学校等設置者が認定者から委任状(様式第6号)の提出を受けた場合は、高等学校等設置者が給付金を代理受領し、認定者が負担する学校徴収金と相殺することができる。この場合、高等学校等設置者は、知事に対し代理受領請求書(様式第7号)により奨学給付金の請求を行い、代理受領した後、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、認定者に通知する。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、高等学校等設置者より認定者へ支給する。
- 5 県が前条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確 認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他認定者の責に帰すべき事

由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返納)

- 第11条 県は、次の各号に掲げる場合、給付金の給付資格を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該認定者に書面により通知するものとする。
 - (1) 不正、虚偽、その他不適等な申請を行った場合
 - (2) その他、給付することが適当でないと県が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第12条 県は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法 について、高校生等及び保護者等のプライバシーに特段の配慮を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月7日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 2 平成26年度における第8条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「9月末日」とする。

附則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

(令和2年度における給付額の特例)

2 令和2年度においては、第3条(2)の給付対象世帯に対し、別記1に定める給付額に、オ

ンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。

3 令和2年度においては、第3条(3)の給付対象世帯に対し、別記1に定める給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に1,000円を乗じた額を給付する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(令和2年度における通則の特例)

- 2 令和2年度においては、第1条の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて」を「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金)における上乗せ支給の取扱いについて」と読み替えるものとする。 (令和2年度における給付額の特例)
- 3 令和2年7月8日施行附則第2項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000 円を加えた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円及び 別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。
- 4 令和2年7月8日施行附則第3項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に1,000円を乗じた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額(7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に1,000円を乗じた額)及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。
- 5 前2項に定める上乗せ支給の単価は、次のとおりとする。
- (1) 別記1の2(2) ③又は2(3) ③に該当する給付対象世帯 26,100円
- (2) (1) 以外の給付対象世帯(生活保護受給世帯を除く) 12,000円 附 則
- この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

rkt Bi

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

別記

1 給付対象世帯の区分、対象経費、及び給付額(年額)

対象高校生等		世帯の区分		給付金額(円)	補助対象経費
1	通信制の高	(1)生活保護(生	上業扶助)世帯	52,600	
	等学校等に	(2)道府県民税所	所得割及び市町村民税所得割非	52, 100	授業料以外
	通う私立高	課税世帯		(注2)	の教育に
	校生等	(3)家計急変世初		52, 100	必要な経費
				(注2)	
				(注3)	
2	通信制以外	(1)生活保護(生	上業扶助)世帯	52,600	
	の高等学校	(2)道府県民税	① 23歳未満の扶養されてい		
	等に通う私	所得割及び	る兄・姉がいる場合、又は		
	立高校生等	市町村民税	23歳以上の扶養されてい		
		所得割非課	る高校生等の兄・姉がいる		
		税世帯	場合		
			② 通信制の高等学校等に通う	152,000	
			扶養されている弟・妹がい	(注2)	
			る場合、又は高校生等以外		
			に15歳(中学生を除く)		
			以上23歳未満の扶養され		
			ている弟・妹がいる場合		
			③ 上記①②以外	142,600	
				(注2)	
		(3)家計急変世	① 23歳未満の扶養されて	152,000	
		帯(注1)	いる兄・姉がいる場合、	(注2)	
			又は23歳以上の扶養さ	(注3)	
			れている高校生等の兄・姉		
			がいる場合		
			② 通信制の高等学校等に通う		
			扶養されている弟・妹がい		
			る場合、又は高校生等以外		
			に15歳(中学生を除く)		
			以上23歳未満の扶養され		
			ている弟・妹がいる場合]
			③ 上記①②以外	142,600	
				(注2)	
				(注3)	

通信制とは、高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科を指す。

注1 家計急変発生後1年間の年収見込み額を推計し、保護者等全員の年収見込み額が以下のとおり

であること(災害等に起因しない離職(定年退職等)を除く)。以下の例に該当しない場合は、個別に確認する。

扶養親族等の人数	年収見込み	
扶養親族等なし	1,000,000 円以下	
扶養親族等1人(寡婦又は寡夫を除く)	1,704,000 円未満	
扶養親族等1人(寡婦又は寡夫)	2,044,000 円未満	
扶養親族等2人	2, 216, 000 円未満	
扶養親族等 3 人	2,716,000 円未満	
扶養親族等4人	3, 216, 000 円未満	

- ※ 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。
- 注2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における加算額 1人当たり81,000円
- 注3 7月1日までに家計が急変し、交付要綱第8条第1項に定める期限までに申請のあった者については、上記単価を給付する。

7月2日以降に家計が急変し、交付要綱第8条第1項に定める期限までに申請のあった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に応じて算定した額を給付する。

なお、給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

2 証明書類等

(いずれの場合も就学支援金の収入状況届に添付し、群馬県に提出した書類は、写しでよいものと する)

- ・ 上記1(1)及び2(1)の場合(生活保護受給世帯)
 - イ 生活保護受給証明書(対象高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況が確認できるもの)
 - ロ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)と する場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し)

※金融機関本支店名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かるもの

- ハ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)
- ニ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)
- ・ 上記1(2)及び2(2)③の場合(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯)
 - イ 保護者等全員の所得課税証明書(非課税証明書)
 - ロ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)と する場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し)

※上記同様

ハ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)

- ニ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)
- ・ 上記2(2)①の場合(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯のうち、23歳未満の扶養されている兄・姉や23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる世帯)
 - イ 保護者等全員の所得課税証明書(非課税証明書)
 - ロ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)とする場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し) ※上記同様
 - ハ 23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合には、高等学校等に通う兄・姉の在 学証明書。
 - ニ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)
 - ホ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)
- ・ 上記2(2)②の場合(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯のうち、通信制の高等学校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合や高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる世帯)
 - イ 保護者等全員の所得課税証明書(非課税証明書)
 - ロ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)と する場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し) ※上記同様
 - ハ 通信制の高等学校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合には、通信制高校に通う弟・妹の 在学証明書(写し可)
 - ニ 高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合には、特別支援学校高等部や予備校等に通う弟・妹の在学証明書。無職等である場合など、高校生等以外である証明が困難な場合には、誓約書。
 - ホ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)
 - へ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)
- ・ 上記1(3)及び2(3)③の場合(家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所 得割が非課税に相当すると認められる世帯)
 - イ 保護者等全員の当該年度の所得課税証明書(扶養親族等の記載の省略がされていないもの)
 - ロ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇 通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等)
 - ハ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込み、直近の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等)
 - ニ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)とする場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し) ※上記同様

- ホ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)
- へ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)
- ・ 上記2(3)①の場合(家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税に相当すると認められる世帯のうち、23歳未満の扶養されている兄・姉や23歳以上の扶 養されている高校生等の兄・姉がいる世帯)
 - イ 保護者等全員の当該年度の所得課税証明書(扶養親族等の記載の省略がされていないもの)
 - ロ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇 通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等)
 - ハ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込み、直近の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等)
 - 二 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)と する場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し) ※上記同様
 - ホ 23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合には、高等学校等に通う兄・姉の在 学証明書
 - へ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)
 - ト 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)
- ・ 上記2(3)②の場合(家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税に相当すると認められる世帯のうち、通信制の高等学校等に通う扶養されている弟・妹がい る場合や高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる世 帯)
 - イ 保護者等全員の当該年度の所得課税証明書(扶養親族等の記載の省略がされていないもの)
 - ロ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇 通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等)
 - ハ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込み、直近の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等)
 - 二 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し(申請者以外の者を受取人(受任者)と する場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し) ※上記同様
 - ホ 通信制の高等学校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合には、通信制高校に通う弟・妹の 在学証明書(写し可)
 - へ 高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合には、特別支援学校高等部や予備校等に通う弟・妹の在学証明書。無職等である場合など、高校生等以外である証明が困難な場合には、誓約書。
 - ト 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号)
 - チ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状(様式第6号)

- · 上記1(2)(3)及び2(2)(3)の場合で、かつ、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失
- ・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合
 - イ 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書
 - ロ 被災したことを証明する書類(罹災証明書等)